

# 令和7年度 介護職員等処遇改善加算の 留意事項等について

令和7年9月 長崎県長寿社会課 施設介護・サービス班

# 1. 令和7年度介護職員等処遇改善加算について

(1) 令和7年度の算定要件の弾力化(見直し点)について



## (2) 今後新たに加算を算定される場合

### 【提出書類】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出等（別紙2、別紙1-1、1-2）[Excelファイル]
- 処遇改善計画書[Excelファイル]

### 【提出期限】

- 算定開始月の前々月の末日まで

上記様式は県ホームページに掲載しております。

組織で探す>福祉保健部・長寿社会課>介護保険事業者の諸手続き> 令和7年度(2025年度)介護職員処遇改善  
加算等の届出

(URL) <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/reiwa7shogu/>

### (3) 変更に係る届出書、特別な事情に係る届出書

※下記については、必要に応じてご提出ください。

#### 【提出書類】

- 別紙様式4(変更に係る届出書) [Excelファイル]

#### ※よくあるご質問

Q.今度、処遇改善計画の……について変更しようと思っているのだが、変更届の提出が必要か？  
提出が必要な書類は？

A.届出が必要な変更事項及び提出すべき書類については、別紙様式4の表中に記載されておりますので、  
まずは本様式をご確認ください。

- 別紙様式5(特別な事情に係る届出書) [Excelファイル]

上記様式は県ホームページに掲載しております。

組織で探す>福祉保健部・長寿社会課>介護保険事業者の諸手続き> 令和7年度(2025年度)介護職員処遇  
改善加算等の届出

(URL) <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/reiwa7shogu/>

## (4) 実績報告書について

実績報告書の提出に関するご案内は、後日県ホームページに掲載いたします。

組織で探す>福祉保健部・長寿社会課>介護保険事業者の諸手続き> 令和7年度(2025年度)介護職員処遇改善加算等の届出

(URL) <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/reiwa7shogu/>

### 【提出期限(予定)】

令和8年3月まで介護職員等処遇改善加算の算定を行った事業所の提出期限は、**令和8年7月31日(金曜日)**とする予定です。

## 2. 介護職員等処遇改善加算の制度概要・相談窓口等

### (1) 厚生労働省 介護職員の処遇改善特設ページ、相談窓口

(厚生労働省 介護職員の処遇改善特設ページURL)

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

#### ◆ 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口(制度全般)

- 電話番号 050-3733-0222  
受付時間 9時から18時(土日含む)  
※混み合っている場合は時間をあけておかけ直してください。

#### ◆ 厚生労働省 介護事業所向け 介護職員等処遇改善加算取得に関する個別支援に係る問合せ先(オンラインでの無料相談支援。各回1時間、最大6回まで。)

- 電話番号 03-6257-0562  
受付時間 9時から17時(土日祝日を除く)  
※混み合っている場合は時間をあけておかけ直してください。

E-mail : [jp\\_cons\\_shogukaizen@pwc.com](mailto:jp_cons_shogukaizen@pwc.com)

※お電話が繋がらない場合は、E-mailへのご連絡も可能です。  
※詳細は上記厚生労働省ホームページからご確認ください。



## (2) 県の介護職員等処遇改善加算等取得促進支援事業

### 【事業概要】

専門家(社会保険労務士)を派遣し、加算取得のために必要となるキャリアパス要件等を整備するための助言・指導を行います。原則として、相談回数は1事業所3回(1回につき3時間程度)を上限とし、相談料は無料です。

### 【指導・助言項目】

- 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備
- 資質向上のための研修計画の策定
- 経験若しくは資格等に応じ昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みの構築
- 職場環境等要件の整備

### 【対象事業所】

長崎県内の介護サービスを提供する施設・事業所のうち、介護職員処遇改善加算の対象となるサービス区分の施設・事業所(中核市含む)

(URL) ※お問合せ・お申込み先も下記リンクからご確認ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/746166.html>

長崎県委託事業

# 介護職員処遇改善加算等 取得促進支援事業

職場環境を改善して処遇改善加算を取得することにより、  
従業員の給与アップにつなげ、人材の採用と定着を図りましょう。

旧3加算(処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算)は  
令和6年6月に一本化され、名称も「介護職員等処遇改善加算」になりました。  
長崎県社会保険労務士会では、長崎県からの委託を受けて、介護保険サービス事業所様や  
障害福祉サービス事業所様が、新たに創設された「介護職員等処遇改善加算」への  
移行や取得ができるよう、専門家による支援を行っています。

相談  
無料

このような時は  
是非お申し込み  
ください。

人材確保のために従業員の処遇改善を図りたい  
介護職員等処遇改善加算が取得できる就業規則や賃金規程を整備したい  
新加算への移行に必要な要件について相談したい  
キャリアパス要件についてアドバイスがほしい

長崎県社会保険労務士会に所属する専門家(社会保険労務士)が事業所様を訪問し、無料でお手伝いをいたします。  
これまで多数の事業所様が本事業を活用して処遇改善加算を取得しておられます。